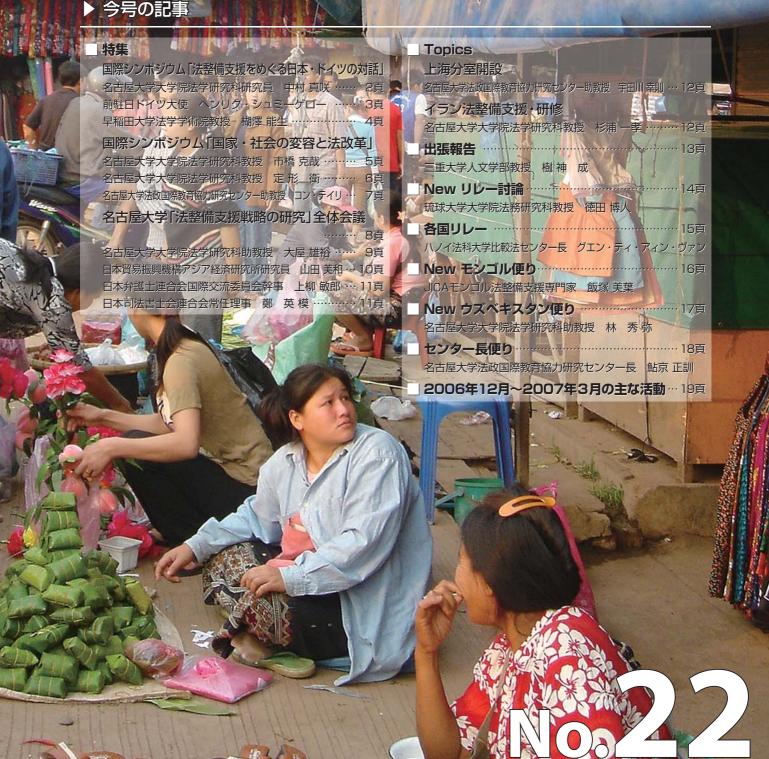


Center for Asian Legal Exchange 名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター



2007.3.30



名古屋大学法政国際教育協力研究センター 〒464-8601 名古屋市千種区不老町 TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902 CALE NewsのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます URL http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp

「ヴィエンチャンの朝市 (タラート・サオ)」

名古屋大学法学部の海外学生研修にて(2007年2月22日、撮影: 曽根加奈子)

昔は、名前通りに朝だけ開いて、肉、野菜などの生鮮食品を売っていたのですが、市場経済化が進んだ現在では、電化製品、貴金属、日用品を売る町の中心のショッピングセンターとして1日中開かれるようになりました。市場では、海外で人気の高いラオスの伝統的な絹織物も数多く売られているので、ラオス人だけでなく外国人観光客も多く訪れています。



特集①

国際シンポジウム 「法整備支援をめぐる日本・ドイツの対話」



名古屋大学大学院法学研究科研究員 中村 真咲

法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE) は、2006年10月28日に国際シンポジウム「法整備支援をめぐる日本・ドイツの対話」(助成:国際交流基金

「知的交流会議助成プログラム」、名古屋大学総長裁量経費、文 科省科研費「モンゴル国の土地法制に関する法社会学的研究」) を文系総合館カンファレンスホールで開催しました。

ドイツによる法整備支援は、中東欧・CIS(ロシア、コーカサス、中央アジア)・モンゴルにおいて卓越した実績と経験を持ち、IMF・ADBなどの国際金融機関による投資環境の整備のための法整備支援とは異なり、人権・民主主義・弱者救済など統治の仕組みの改革を含めた広い視野からの法整備支援を模索しているという点に特徴があります。

とかし、ドイツによる法整備支援について、これまで日本の法整備支援の関係者によって本格的に検討されることはほとんどありませんでした。そこで、中央アジア・モンゴル法研究を進める名古屋大学では、ドイツによる法整備支援の重要性に注目し、この分野における日本とドイツの協力関係を構築するために、ドイツ法整備支援の中心的存在であり、とりわけグルジア、カザフスタン、モンゴルの民法典起草において重要な役割を果たしているブレーメン大学法学部のR.クニーパー教授、およびドイツによるモンゴル法整備支援開始時の企画立案に携わられたヘンリク・シュミーゲロー前駐日ドイツ連邦共和国大使を招聘し、法整備支援における日本とドイツの経験を踏まえた法整備支援の理論を構築するために、本シンポジウムを開催しました。本シンポジウムのプログラムは、以下の通りです。(肩書は、シンポジウム当時のもの)

10:00~10:30 開会式

開会の辞:松浦好治(名古屋大学大学院法学研究科長)

来賓挨拶:平野眞一(名古屋大学総長)

ゲロルト・アメルンク (駐日ドイツ連邦共和国総領事)

大山真未 (文部科学省国際協力政策室長)

趣旨説明:鮎京正訓(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)

第一部 司会:杉浦一孝(名古屋大学大学院法学研究科教授)

10:30~11:30 基調講演「法整備支援における普遍性とコンテクスト」

ロルフ・クニーパー (ブレーメン大学法学部教授)

11:30~11:40 休憩

11:40~12:40 基調講演「法整備支援と比較法社会論」

廣渡清吾 (東京大学社会科学研究所教授)

14:00~14:05 来賓挨拶:稲葉一生(法務総合研究所国際協力部部長)

第二部 司会:宇田川幸則(名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授)

14:05~14:35 報告「ドイツによる法整備支援の軌跡」

ヘンリク・シュミーゲロー(前駐日ドイツ連邦共和国大使)

14:35~15:05 報告「法の継受とドイツ法」

河野正憲(名古屋大学大学院法学研究科教授)

15:05~15:35 報告「土地法における普遍性とコンテクスト」

楜澤能生 (早稲田大学法学学術院教授)

15:35~16:05 報告「ウズベキスタンにおける行政手続法整備支援の

経験についてードイツの支援との比較にも言及して一」 市橋克哉(名古屋大学大学院法学研究科教授)

16:25~17:55 討論

17:55~18:00 閉会の辞:佐分晴夫(名古屋大学副総長)

本シンポジウムでは、これまでのドイツによる法整備支援の経験、対象地域と法分野、理念、手法を明らかにし、日本とドイツによる法整備支援に関わる協力を模索することを目指しました。シンポジウムの幕を切ったクニーパー博士による基調講演「法整備支援の普遍性とコンテクスト」は、コーカサス・中央アジア・モンゴルでの経験に基づき、法整備支援の理論を構築する上で当該社会の社会的文化的背景をどのように考慮するのかという、本シンポジウムを貫くテーマに相応しいものであり、これを受けて進められた各報告と討論では、フロアーも参加して活発な議論が展開されました。このシンポジウムでの議論は、2007年7月にベルリンで国際法社会学会(RCSL)・アメリカ法社会学会・日本法社会学会・ドイツ法社会学会、イギリス法社会学会などの共同で開催されるシンポジウムにも継承される内容を含んでおり、本シンポジウムの実績を踏まえて、法整備支援に関する日本・ドイツの共同研究が発展することを期待したいと思います。

なお、本シンポジウムは、「日本におけるドイツ2005/2006」の一環として開催されたものであり、来賓のゲロルト・アメルンク駐日ドイツ連邦共和国総領事、ペア・ゲーバウアー駐日ドイツ連邦共和国大使館一等書記官も出席されるなど、名古屋大学とドイツの学術交流にも大きな意義を持つものとなりました。

最後に、本シンポジウムの意義を認め助成をご決定下さった 国際交流基金と名古屋大学、本シンポジウムの開催にあたりご 後援下さった駐日ドイツ連邦共和国大使館、本シンポジウムの 準備段階からご協力頂いた楜澤能生教授と廣渡清吾教授、そし てシンポジウムの準備から開催まで事務的・技術的な面から支 えて下さったCALEスタッフなど、全ての関係者の皆様に心か らの感謝を捧げます。





名古屋大学~戦略的思考の拠点~



前駐日ドイツ連邦共和国大使 ヘンリク・シュミーゲロー

名古屋を訪問した人なら誰でも、目的意識と忍耐力、そし て戦略的思考に富んだ人々をそこに見出すだろう。日本の歴 史で最も著名な2人の戦略家一織田信長と徳川家康一は、名 古屋では今日でも愛着を持って記憶されている。名古屋に本 拠を持つトヨタは、1930年代の慎ましい草創期から、今日の 世界的規模の企業にまで成長した。2005年の愛知万国博覧会 では、未来を見通した場合に人類にとって最大の関心事とな る環境問題をテーマとして戦略的に選択したのである。名古 屋大学は、そのような地域一かつての徳川氏の故郷一にある。 名古屋大学は、旧帝国大学の中で最も小さな大学でありなが ら、いくつもの学問分野において、常にその最先端にあるよ うに思われる。

名古屋大学が世界の最先端にある分野の一つの事例とし て、法政国際教育協力研究センター(CALE)が挙げられる。 2006年10月に開催された国際シンポジウム「法整備支援をめ ぐる日本・ドイツの対話」に出席し、私は、CALEがカンボジア、 中国、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナムといった、かつ てのいわゆる「東側諸国 | に対する日本の法整備支援の活動 と研究の拠点であることを理解した。

民法典は、通常、新聞の一面に載るような性質のものでは ない。しかし、「開かれた社会」の指導的哲学者であるカール・ ポッパーによれば、民主主義と市場経済に向けて移行しつつ ある社会で、民法典は決定的な役割を果たす。彼の著名な著 作『開かれた社会とその敵』の最初のロシア語版(1992年) の序文において、ポッパーは、明治期日本が近代化のために 当時のドイツの法典化運動に注目し、法的枠組として民法典 を制定した事例を、ロシアも見習うべきであると主張してい

日本は、隣国であるアジアの体制移行諸国に対して、まさ にそのようなアプローチを採用してきたと言える。名古屋大 学による法整備支援の最初のリーダーである森嶌昭夫・名古 屋大学名誉教授は、次のような興味深い話を語ってくれた。 森嶌教授は、1993~1994年に三ヶ月章・法務大臣の協力とト ヨタ財団からの支援を得て、カンボジアからの民法典整備の 支援要請に応えた。カンボジア政府は、かつての植民地勢力 が用意した民法典のモデルを単純に採用するのではなく、カ ンボジア文化のコンテクストに適合させて、クメール語で書 かれた民法典を準備するために、第三者として助言すること を日本に期待した。これに対して、日本の法律家達は忍耐強 い作業でこれに協力したのである。現在のCALEセンター長 である鮎京正訓教授は、ベトナムに対する法整備支援にも協

力している。

ドイツは、まさに日本と同様の手法による法整備支援を東 欧諸国、旧ソ連諸国、中国から要請された。このとき、ブレー メン大学が法整備支援の拠点となり、日本と同様に文化のコ ンテクストに慎重に配慮するという方針を採用した。アメリ カのアドバイザーによって推進された「ショック療法」と比 較するならば、ドイツと日本の法整備支援は、控えめなやり 方であり、方法として漸進主義であり、支援の金額的規模と しては大きくない。しかし、それにも関わらず、この手法は 顕著な成功を収めてきたと言える。東欧から東アジアまでの 多くの体制移行諸国において、民法や商法の整備にあたって、 日本、あるいはドイツの助言が好んで受け入れられてきたの は、その証左であるだろう。今日、コモン・ローと民法のア ドバイザー達による助言競争は、熾烈である。しかし、体制 移行諸国の最善の利益のために、日本とドイツの法律家達 は、私達が「名古屋式の戦略的思考(Nagoya style strategic thinking)」と呼ぶべき方法を続けるべきである。そして、日 本・ドイツと体制移行国の間での若い法律家達の学術交流は、 今後、ますます重要な意味を持つものになるであろう。

(翻訳:中村真咲・名古屋大学大学院法学研究科・研究員)



Henrik Schmiegelow (ヘンリク・シュミーゲロー)

ブルグ大学、ジュネーヴ大学、ハンブルク大学にて法学を専攻し、司 法試験に合格。ハンブルク州高等裁判所にて司法修習を受けられまし 。また、外務省職員として、日本、スリランカ、アメリカのドイツ大 使館で勤務され、2001年12月から2006年6月まで、駐日ドイツ連邦共和 国大使を務められました。

また、シュミーゲロー前大使は、連邦大統領府企画室長、外務局長 画立案に携わられました。このような経緯から、1年前にシュミーゲロー 前大使が名古屋大学の法整備支援に興味を持たれ、連絡を頂いたのが、

普遍性とコンテクスト ―ドイツの法整備支援の方法的コンセプト―



早稲田大学法学学術院教授 楜澤 能生

シンポジウムの総括をするようにという依頼を受けたが、紙幅の制約から、ドイツサイドの報告内容に絞ってまとめることとした。

法整備支援戦争 "War of advice"

90年代における東中欧諸国での経済法改革は、決して内発的なものではなく、この地に自国の法秩序を整備することによって企業、銀行、弁護士事務所等の競争力を確保しようとする、特にアメリカとドイツによる法帝国主義の覇権争いだ、と一部のマスコミは断じた。ドイツの法整備支援は、確かにアメリカとの対抗意識の中で行われてきたことは事実であろう。むしろこの対抗の中で、ドイツは自らの支援の方法的なコンセプトを作り上げてきたと言っていいのではなかろうか。クニーパー教授ならびにシュミーゲロー氏の主張の基調は、ドイツの法整備支援の展開が、自国の経済的利益確保を巡る競争なのではなく、むしろこうした動きに抗して、被支援国との協働(Zusammenarbeit)により、当該国の固有性を尊重しつつこれを世界へ接合する模索であることを、強調するものだった。

転換:「ワシントンコンセンサス」から「新コンセンサス」へ

90年代初頭の法整備支援を主導したのは、IMF、世銀、アメリカ財務省といった巨大な団体である。ここからの莫大な資金が、アメリカの新古典派経済学者によって案出されたショック療法を担った。すなわち崩壊したソビエトを、徹底した民営化と国家構造の解体を通じて短期間に市場経済と成長の道に後押しする、というプログラムである。

これに対してドイツ連邦政府は、国際的法協働基金(IRZ)を創 設して、おもに東欧諸国への支援を行い、さらに旧ソ連邦下の特 に途上国への支援に関しては、技術協力事業団(GTZ)へ業務委 託を行った。GTZはアフリカでの法改革の経験を持つクニーパー 教授に法整備支援を委託し、ブレーメン大学法学部にコーディネ イト研究所を設立した。1992年、当時のグルジア大統領シュワルナ ゼが、ドイツ政府に市場経済と法治国家に基づく民事法・経済法 の制定について支援を求めに来た。この要請に応じてGTZによる 最初の支援プログラムがグルジアで開始される。シュミーゲロー氏 によれば、こうして始まったドイツの法整備支援は、Supply-push ではない、Demand-pullを特徴とし、財政的には初期のアメリカの 資金と比べればはるかにささやかだが、コストパフォーマンスは比 較的高く、長期的な支援を前提とする。公布できるまでに成熟した 法案を手渡すのではなく、支援される国々の法学者、政府、立法 機関との対話を旨とするものだった。しかし、圧倒的な資金をもっ て行われたアメリカの政策展開は、当時抗しがたいもので、ドイツ のように制度の強化と法改革を主張する方法は少数派にとどまった。

ところが新古典派の構造調整プログラムは、時を経ずして財政破

壊と深刻な社会的帰結をもたらし、内部から批判や疑念が噴出する ことになり、制度や法、歴史を重視する、新制度学派の手になる新 コンセンサスへと大きく転換していくことになる。これはそもそもドイ ツが支援の出発点から立っていたスタンスに近似するものだった。

法の普遍性とコンテクストとの緊張関係

こうした経緯を経ながら、GTZによる支援の立脚点が、1997年の国際会議において採択された「ブレーメン宣言」により定式化を見ることになる。それは、(1)法システムが、民主主義と自由な市場にとって不可欠の条件であり、(2)民事法もまた、国ごとの特性に関わらず、一般的に承認され、普遍的に妥当する原理に依拠するのであり、このことは国民国家の主権と文化的多様性と矛盾するものではない、というものである。

しかしこのような普遍的妥当要求は、当該社会のコンテクストによって制約を受ける。普遍性が貫徹される道筋は、当該国の歴史的社会的コンテクストに応じて異なるので、このコンテクストを理解し、長期にわたる適合プロセスを経ることがなければ法整備支援は成功しない。固有の法文化を国民に結合させることの政治的危険性を認識したうえで、先進国の法の、途上国の法に対する優越という進化論的偏見を排除しなければならない。開発政策は、未開の原始社会を開発するのではなく、当該社会を世界経済へ統合するに際して、国家の一般的課題充足に寄与することだ、というのがクニーパー教授の法整備支援の定義づけである。

コンテクスト理解の方法論

普遍的妥当とコンテクストの複雑な関連を、クニーパー教授は、 いくつかの事例に即して論じた。例えば、支援対象国の貧困問題 の解決にあたって、占有、利用、自由な処分を内容とする形式所 有権のタイトルを貧困者へ付与するという方法は、常に成功すると は限らない。所有権を導入することによって農民が土地を喪失する こともありうる。土地に対する私的所有権は、貨幣・市場経済の普 遍的法原理であることは間違いない。だがこれはあらゆる国のあら ゆる土地に妥当するとは限らないのである。その他いくつかの事例 を通じて普遍とコンテクストの関係の問題が提起された。しかしコ ンテクスト理解をどのように行おうとしているかについて明確な方 法論は語られなかった。この問題は、廣渡報告が提起した問題と まさに関連する。すなわち当該社会の固有性は、ヨーロッパ近代法 の枠組みで捉えられるものだろうかという問題である。ドイツでは、 まだコンテクストの理解における法社会学的、法民族学的調査研 究が体系的に展開されているわけでもない。名古屋大学で行われ ている学際的調査研究はその意味でも重要な意味を持つであろう。

楜澤 能生(くるみさわ よしき)

早稲田大学法学学術院教授。早稲田大学法学部卒業、早稲田大学法学部助手・助教授・教授を経て現職。プレーメン大学・ビー:フェルト大学などドイツの研究・教育機関で4年間の在外研究を行う。専門は法社会学・農業法で、特に土地所有権に関する比較法研究、環境法における法規制と自己規制を研究。ベトナムとモンゴルでの土地法の実態調査にも参加しており、法整備支援について土地法の視点から実証的な研究を進めている。

特集② 国際シンポジウム [国家・社会の変容と法改革]



名古屋大学大学院法学研究科教授 **市橋 克哉**

2006年12月9日および10日の2日間にわたり、シンポジウム「国家・社会の変容と法改革」が開催された。日本以外に、海外12カ国、すなわち、ヨーロッパからスウェーデン、ハンガリー、北東アジアから中国、韓国、モンゴル、台湾、中央アジアからウズベキスタン、そして、東南アジアからベトナム、タイ、インドネシア、カンボジア、ラオスの14の教育研究機関から17名の研究者の発表、討論参加を得た。そして、来賓として、平野眞一名古屋大学総長、佐々木邦彦文部科学省国際協力政策室開発協力推進専門官、松尾浩道日本学術振興会国際事業部長が参加され、あいさつをいただいた。



このシンポジウムは、また、名古屋大学大学院法学研究科および名古屋大学法政国際教育協力研究センターが現在取り組んでいる日本学術振興会の「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、「ハンガリー二国間交流事業」および文部科学省「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」という三つのプロジェクトが、次のような共通の問題関心に立って行ったものでもある。

すなわち、前世紀90年代の初め以降顕著な傾向となったグローバル化によって世界経済や地域経済に統合された結果、今日、中国、ベトナムといった市場経済を志向するアジアの社会主義国、そして、韓国、ASEANの国々といったアジア地域、さらに、すでに市場経済への移行を終えEUへの加盟を果たした旧社会主義国ハンガリーのように、植民地主義や冷戦の苦しみから脱して高成長を続ける国々がある。一方、今日同様に市場経済への移行を目指すものの、なお困難な状況におかれ、国民の所得や生活水準が、かつての社会主義時代のそれを下回っている国もある。こうして、グローバル化は、一方で富を生み発展の可能性を開いたが、97年、98年にアジア地域や旧ソ連地域を襲った金融危機が象徴するように、他方で、景気の後退と不況による社会の不安定化や不平等の拡大、

貧困の増大といったグローバル化の「影」の部分もまた顕著 になっているという状況に、参加者の問題関心は集まった。

近時のこうした「光」と「影」の出現は、グローバル化によって解き放たれた爆発的な市場のパワーが、旧時代のものだけでなく市場経済移行期になってから制定されたものも含めて既存の法律等のルール、それによってつくられた制度、その解釈運用によっては制御することができず、市場の暴走を止めることができなかった結果である点にも参加者の関心は集まった。グローバル化によって、市場は法のはるか先に進んでしまい、法はこれに追いつくことができず機能不全に陥っている。「法の失敗」(Legal Failure)の現象が起こっているのである。法が困窮する国民の権利を守り、実現できる「法改革」をさらに推進しなければ、国民の法に対する信頼も生まれないし、この結果、悪循環に陥って「法の失敗」はますます深刻になる場合も生じるとの危惧も表明された。

市場の暴走を制御し軌道修正し、持続的な発展を目指し、 実際にそのために働く法と制度を構築する改革に取り組むこ とが、グローバル化によるこの「影」部分に対処するために は必要となっているのである。

グローバル化や市場経済への移行と向き合ってきたこの15年余りの間に、シンポジウムに参加した国や地域では、こうした流れを受け止めて、どのように法と制度の再構築、改革に取り組んできたのか。ある程度これに成功したアジアやヨーロッパの国では、どのような普遍的な取組みと独自の創意工夫があったのか。何が成功の要因となったのか。また、現在も困難な道を進んでいる国や地域は、困難な経済状況のなかで法改革はどのように進んでいるのか、その推進を阻んでいる要因は何かについて、シンポジウムでは広く意見交換された。

こうした問題関心に沿って、シンポジウムでは、グローバル化と市場経済化による市場の拡大、強化がもたらしたこうした国家・社会の変容とそれへの対処としての法改革について、とくに、援助国と被援助国それぞれの立場からの基調講演と個別報告、そして、WTOと国内法整備という国際法の分野、法の支配と立憲主義の確立という公法の分野および市場経済化による社会の変容と法整備という私法の分野からの報告、討論が行われた。



「国家・社会の変容と法改革」の基調講演をきいて



名古屋大学大学院法学研究科教授 定形 街

シンポジウムの第一セッションでは、スウェーデンのウメオ 大学法学部ペー・ベーグリング助教授およびホーチミン市法科 大学長マイ・ホン・クイ教授による基調講演がおこなわれまし た。それぞれ法整備支援国、被支援国の立場から、法改革事 業の抱える課題と教訓について啓発的かつ興味深い論点が提示 され、有意義な基調講演となりました。



▲基調講演を行うウメオ大学法学部ペー・ベーグリング助教授

支援国、国際機関と法改革

ベーグリング助教授は、比較法、とりわけ人権法の領域を専 攻され、途上国や体制移行国における人権、法の支配、グッ ドガヴァナンスの構築など国際支援協力のプロジェクトに携わ り、ボスニアの国連高級代表の法律アドバイザーも務められま した。「開発と国家建設における法の支配:理念とアプローチ の交錯」と題する講演では、市場化や安全保障といった問題 領域と異なって、開発や国家建設のプロジェクトは、オーナー シップの受入れや目標の設定、法の制定や制度構築、ホスト国 の社会関係や文化的要因、さらには国際支援機関や支援国相 互の競合などさまざまな課題を抱えており、「法の支配」といっ た概念を、より複層的なレベルから考察していくことの重要性 が指摘されました。

オーナーシップと法や正義の問題については、現地と西欧諸 国の間にある認識上の緊張関係が指摘され、たとえば「法の支 配」について、支援対象国の政治的、社会的な環境などが切り 離されたままで理解され、ドナー国とホスト国で認識の共有が できているのか疑問があるとの言及がなされました。また、法 の制定という国家建設の初期目標にのみ力点がおかれ、その後 の支援段階としての草の根・民衆レベルでの法意識の定着や制 度構築など法の支配の安定化への努力の必要性が強調されまし た。さらに、法整備、法改革の評価についても言及がなされ、 被支援国では支援国と同様な経路をたどって法の実行が進捗し ていくことがないなかで、プロジェクトの成功の基準をどこに 定めるかについて問題提起されました。

被支援国ヴェトナムの法改革

国際私法を専攻され、現在ヴェトナム商法改正プロジェクト の座長を務めるマイ・ホン・クイ教授は、「ヴェトナムにおける 法改革」のテーマで、法改革の理念と現状さらに今後の課題に ついて講演され、1986年のドイモイ開始以後、ほぼ20年にわた るヴェトナム社会の政治経済的発展と国際社会への新たな参入 という国内外の課題のなかで、その基盤となる法的な思考様式、 専門知識を身につけた人材の育成が急務であることが強調され ました。

現行のヴェトナム法システムの特徴としては、①共産党の指 導のもと国家権力が人民の代議機関を通じて行使され、②諸法 が民主主義の諸原則に基づき人民の民主的権利を保障すること で、③「社会主義的法治国家」の建設が着実に達成されてい ることが述べられました。次に、法システムの動揺と不確実性 の要因については以下のように言及されました。ヴェトナム経 済が、計画経済から市場経済へときわめてドラスティックな変 化を遂げ、政治を含む多くの社会的諸関係が変容するなか、そ うした変化に充分に対応した法システムが構築されていないこ と、また、立法理念の欠如が目立ち、結局はヴェトナム社会の 健全な発展を見据えた立法が行われていないこと挙げられまし た。例えば、1988年の土地法は5年後には廃止されて新たな土 地法が制定されたのですが、その後も2003年の現行土地法まで に4度の改正が繰り返されたということです。

そして最後に、ヴェトナム法改革の基本原則として、①すべ ての市民の基本的な権利・義務関係を保障する法的基盤の創出、 ②経済・政治・文化などヴェトナム社会の持続的発展と国際社 会への統合を支える法改革、さらに③人民民主主義に基づく法 治国家の建設が指摘され、その前提としての人材の育成、特に 法の作成を専門とする人材育成が必須の条件であることが強調 されました。



体制移行国の「過渡期における法改革」:各国からの報告を素材として



名古屋大学 法政国際教育協力研究センター助教授 コン・テイリ

12月9-10日に開催された国際シンポジ ウム「国家・社会の変容と法改革」の第2 部では、「過渡期の国家・社会の変容と法

の改革一援助国および被援助国の視点から」をテーマとして議 論が行われた。インドネシア・韓国・ウズベキスタン・ベトナ ムとハンガリーから5人の報告者が、それぞれの国の状況や学 問的な関心分野について、報告をし、分析を行った。コメンテー ターは、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の鮎京正 訓教授であった。この第2部の司会者としてそれぞれの報告内 容を聞いたうえで色々と考えてきたことをここで簡単にまとめ たいと思う。その前に、各報告のポイントを紹介し、特徴を探り、 第2部の議論についての整理を試みる。



まず、インドネシア大学法学部長を務めているヒクマハント・ジュ ワナ教授は、インドネシアにおける法執行の問題について法と開 発の観点から論じ、その問題と解決について分析した。同氏は、 今日インドネシアにおいて法の執行が直面している問題の深刻さ を指摘した。その原因について10個の側面から考察を入れ、財 政・人材問題の他、注目すべき論点としては国内の立法作業に関 わる問題、正義ではなく勝利を求める社会的な態度の問題、金銭 に左右される法執行の性質、政治道具として利用される法執行の 問題等が挙げられた。同氏は解決策として、それら問題の存在に ついて素直に認め、必要な資源投資を導入し、法執行の統一且 つ一環性を注視し、汚職対策や大衆による参加の強化を図ること が重要であると提唱した。韓国法制研究院の副研究委員申榮秀 博士は、従来規制されてきた特定の産業分野において、市場経 済原理が導入されることにより法的な問題が生じると述べ、これ らの問題について検討を行った。申氏は、まず規制されてきた産 業分野における「規制」と「競争」それぞれの役割ともち意義に ついて論じた。それに基づいて市場経済と規制緩和について検 討し、規制されてきた産業分野における規制と競争との緊張関係 を分析したうえで、韓国のテレコミュニケーション分野を事例とし

て報告を行った。同氏の結論としては、自然独占の状況にある産 業分野に競争が導入されれば効率を保つことが困難になる、と指 摘し、その効率を改良するために規制の役割も必要であると結論 をつけた。3番目の報告者は、ウズベキスタン・タシケント国立法 科大学助教授ナジモフ・マフムッド氏であった。民主主義指向型 の改革を中心に報告がなされ、独立後の憲法制定と司法制度の 改革を紹介すると共に市民社会の成長の重要性を語った。次に、 ベトナム・国家と法研究所のブイ・スアン・ドゥック博士は近年 ベトナムにおける市場経済の発展と世界経済への統合に応じてベ トナム国家の役割と機能の変遷について分析し、その今後のあり 方について提言を試みた。同セッションの最後の発言者であるゾ ルタン・ペテリ教授(ハンガリー科学アカデミー会員)は、比較 法・政治学研究の方法論について分析し、従来の実定法型比較 法研究の弱点を指摘し、新たな研究手法に使用されている "制度" (Institutions) を取り巻く"社会コンテクスト"(Social context) を重視する "機能的な" アプローチ (Functional approach) を 採用する最近の学界の動向に対して高く評価した。

このように、「過渡期の国家・社会の変容と法の改革」につい て支援の受入国の間にも様々な論点があり、それぞれの研究対 象と優先分野や社会コンテクストを理解するだけでも大変面白い ことであった。この文脈の中で、支援国がどのように手を貸し、 それぞれの需要に有意義な貢献を行うことができるのか。本セッ ションには、残念ながらこの問題について十分に議論することが できないまま終わってしまったが、問題意識の再確認と今後の研 究方向の設定に資する材料として今回の議論をもう一度整理し、 深める必要があるように考えられる。また、「過渡期」について 各国の学者がどのように捕らえているかについても今後の課題と して残っていると思う。今日、体制移行国の「過渡期」における 「法」についての考え方をどのように分析し、段階づけを行うべ きか、または、各国がそれぞれ抱えている法整備事業の課題と 国全体の発展目標とはどのように関わっているのか、具体的な研 究が重要であるように考えられる。さらに、法改革に関する諸研 究課題を検討する際に、改革の対象分野の優先順位が如何に決 定されるかを注目すべきであり、そして、それに影響している色々 な社会コンテクストは、恐らくペテリ教授が指摘したように今後 の比較法研究の世界にも重要な指標の一つとなるのであろう。



特集③

^{名古屋大学} 「法整備支援戦略の研究」 全体会議

名古屋大学大学院法学研究科および法政国際教育協力研究センター主催の名古屋大学「法整備支援戦略の研究」全体会議は、2007年1月13日、14日の両日、文部科学省「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」(東南アジア諸国に対する法整備支援戦略研究)、および名古屋大学総長裁量経費の助成により開催されました。

この会議は、昨年まで文部科学省科学研究費補助金(特定領域研究)「アジア法整備支援―体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築―」により開催していた「アジア法整備支援」プロジェクト全体会議を引き継ぎ、「法整備支援戦略の研究」という新たな問題意識の下に開催されたものです。

日本による法整備支援は、ベトナム法整備支援から始まり、既に10年を超える経験を持っています。この間に日本による法整備支援は、ベトナムの他にカンボジア、ラオス、ウズベキスタン、モンゴル、インドネシアなど、アジアの体制移行国のほぼ全体を対象とするまでに広がりました。その対象とする分野も、民法・民事訴訟法起草支援、中小企業育成支援、弁護士会支援、法学教育支援など、多岐にわたっております。また、法整備支援に関わる機関も、外務省、法務省、文部科学省、経済産業省、財務省、JICA、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、各大学など、多くの機関にまたがっております。昨年5月に、外務省・法務省・文部科学省・経済産業省・財務省の5省により法整備支援に関する検討会議を設けることが発表されましたが、このような状況を踏まえて、日本による法整備支援の戦略について議論し研究するような機会が必要であるとの認識が出てきたのは当然であると言えます。

名古屋大学では、1990年以降、アジア諸国からの留学生を積極的に受け入れ、また科学研究費補助金や民間の財団の助成金によって、アジア諸国法研究やアジア法整備支援研究の成果を蓄積してまいりました。また、名古屋大学日本法教育研究センターを2005年9月にはウズベキスタンのタシケント国立法科大学に、2006年9月にはモンゴル国立大学法学部に開設し、2007年9月にはベトナムのハノイ法科大学にも開設予定です。このように法学教育支援と研究という立場から、名古屋大学は法整備支援に深く関わってまいりましたが、前述のような状況を受けて、「法整備支援戦略の研究」を学問的な立場から検討するために、今回の会議が開催され、活発な議論が行われました。なお、今回の会議の概略は次のとおりです。(肩書は、会議当時のもの)



〈1日目:1月13日(土)〉

開会の挨拶:松浦好治(名古屋大学大学院法学研究科長) 来賓の挨拶:大山真未(文部科学省国際協力政策室長)

上柳敏郎(日本弁護士連合会国際交流委員会幹事) 鄭 英模(日本司法書士会連合会常任理事)

趣旨説明:鮎京正訓(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)

第一部 記念講演

司会:市橋克哉(名古屋大学大学院法学研究科教授) 記念講演「『法整備支援戦略』への一視点:

開発法学の観点から」

松尾 弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

第二部 日本の法整備支援戦略

司会: 宇田川幸則

(名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授) 「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・

基本方針について」

佐藤直史(独立行政法人国際協力機構・国際協力専門員) 「東アジアにおける法整備支援活動の拡充に向けた

取り組みについて」

矢吹公敏(日本弁護士連合会国際交流委員会、

国際司法支援センター)

〈2日目:1月14日(日)〉

第三部 外国・国際機関による法整備支援戦略の研究

司会:杉浦一孝(名古屋大学大学院法学研究科教授)

「アメリカ合衆国による『法整備支援』の現在:

~合衆国国際開発庁、および、アメリカ法律家協会による東欧 および旧ソ連諸国法整備支援事業(CEELI)を中心に~」 中村良隆(明治学院大学法学部非常勤講師)

「法整備支援をめぐるドイツとの対話」

楜澤能生(早稲田大学法学学術院教授)

「韓国の法整備支援戦略」

景 洙謹 (弁護士、Law Office of Kyung & Jeon, Korea) 「世界銀行の法制度改革支援戦略ーその論理分析を中心に」 山田美和 (日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員)

第四部 名古屋大学日本法教育研究センタープロジェクトの現状と課題

司会:姜 東局(名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授) 「名古屋大学日本法教育研究センタープロジェクトの現状と課題」 大屋雄裕(名古屋大学大学院法学研究科助教授)

「ウズベキスタンの日本法教育研究センターの現状と課題」 市橋克哉(名古屋大学大学院法学研究科教授)

「モンゴルの日本法教育研究センターの現状と課題」 中村真咲(名古屋大学大学院法学研究科研究員)

「ベトナムの日本法教育研究センター設立計画 |

コン・テイリー

(名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授) 総括: 鮎京正訓(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長) 閉会の挨拶: 佐分晴夫(名古屋大学副総長)

実践・戦略・理論一研究と実務の架橋を目指して



名古屋大学大学院法学研究科助教授 大屋 雄裕

戦略とは何か、ということがまず一つ の問題ではあるだろう。それが具体的な 個々の実践を重ねていくことによって見 えてくる一つの方向性であるとか、ある

いは将来の実践へ向けた中長期の計画であるとすれば、すでに 相当の蓄積を経た我が国の法整備支援事業に一定の道筋があ るのはある程度自然なことである。だが現在このように「法整 備支援戦略の研究」と題された会議が持たれ、多くの参加者か らもその「戦略」への期待や要望が提出されるという状況を見 れば、我々が求めているものが単なる事実の延長にとどまらな い何物かであることがそこに示されているのではないだろうか。

それが何かをめぐる一つの示唆は、松尾教授による記念講演 の中にあったように思う。問題として扱われたのは、法整備支 援が何のために行われるものなのか、そもそも途上国支援それ 自体の必要性・正当性を裏付けるものは何であるのか、またそ こで目指されている「開発された状態」とは結局どのようなこ とであるのかをめぐる理論的な検討があまり洗練されていない、 ある程度の決着どころか収束すらみていないという混迷状況に あるなかで、そこに投入される資源と実践は肥大しているとい う状況である。この講演に対してあまりに理論的・学術的であ るとの声も聞かれたが、目標がはっきりしないなかで道の登り 方だけを議論しても迷うだけだ、という反論も可能だろう。



▲基調講演を行う慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授

だがもちろん、これはただちに我々研究者の側に投げ返される べき問題でもある。理論的研究に対して不満が持たれるのはお そらく、それが現実から遊離しているからだ。「マクドナルドの ある国同士は戦争をしない」と言ってみたところで、それが非国 家間紛争・対テロ戦争の時代のリアリティをどれだけ捉えている ものだろうか。あるいは、当該国家の内部にある格差や搾取の問 題がそこで置き忘れられているのも事実だろう。だが単純に実践 の重要性をそれに対置するだけでは問題の解決につながらない ことが感じられているからこそ、いま「戦略」が求められている。 なぜそんな理論ではいけないのか、なぜ別の考え方をするべきな のか。理論的検討を深めるために実践の成果を活用し、それを



次の実践へ向けた戦略に反映させていくという架橋の作業が必 要だという印象を、多くの参加者が持たれたのではないだろうか。

どの報告に対しても会場からは多くの質問・意見が寄せられ、 活発な議論が展開された。なかでも初期のアメリカの支援、あ るいは現在世界銀行を中心とする国際機関によって行なわれて いる支援事業などに対して、経験に裏打ちされた厳しい批判が 寄せられるところもあった。これらの指摘が意味するのは、し かし、単にそれらの機関のやり方に対して国内で文句を言って いるだけでは意味がないし、別の方法で独自の取り組みを淡々 と進めていくというだけでもなお不十分だということだったの ではないかと思われる。ドナー間の協調なき「支援競争」が対 象国に不幸な帰結をもたらし得ることを考えれば、我々だけが 何となく感覚を共有できていればいいというのではなく、彼ら を説得する必要があるだろう。現地の状況に対する正確な理解 と、何が発展でありどのようにすればその発展が実現できるの かという問題についての理論的知見を元にして、むしろ積極的 にそれらの国際機関・支援機関などに対して正当性を主張する 努力がなされるべきだとの提言だったとすれば、そこで必要に なるのは単なる経験談にとどまらない、相手を納得させられる だけの説得力と論理性を持った議論であるように思われる。

今後の日本の法整備支援事業をどのように推進していくかと いう実践的な問題とあわせ、それを理論的・学術的に裏打ちし ていく努力の必要性が強く意識されたところだと、法理論研究 者の一員としてやや我田引水的にまとめておきたい。



世界銀行の法制度改革支援戦略一その論理分析を中心に



日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員 山田 美和

現在様々な主体によって繰り広げら れている法整備支援の戦略を研究する には、その戦略の土台となる論理の分

析が欠かせない。本報告では、最大の開発援助機関である世 界銀行が、いかなる論理にもとづいて法制度改革支援に着手 してきたのかについて分析を試みたい。

法制度改革支援と経済成長―ガバナンス論の始まり

世銀の設立協定の文言から、法制度改革支援は直接には導 かれない。その第1条に世銀の目的は、加盟国の開発を生産目 的のための資本投下によって援助することとある。法制度改革 支援がこの目的に合致するためには、資本投下を促すことと結 びつく必要がある。1990年頃から法制度改革支援を本格的に開 始した世銀は、開発における法の役割の重要性を示す論拠を 制度派経済学に求めた。法の支配によって、取引費用が低くな り資本へのアクセスが増し、公平な経済活動の場を維持するこ とになる。適切で機能する法的枠組みを設立し維持することに よって制度の質を保つことができる。法制度改革支援が経済発 展を促進するという、法制度と経済成長との単純な直接因果関 係を前提として、その活動を展開してきた。

さて、設立協定のなかで被支援国への政治的関与を禁止さ れている世銀は、被支援国の法制度・司法制度に関わること をどのように正当化したのか。世銀は1980年代の終わり、ア フリカ諸国への構造調整融資の失敗の要因は被支援国政府の 能力欠如にあるという見解から、ガバナンス論を誕生させた。 ガバナンスを「開発のための国家の社会的経済的資源の管理 において力が行使される態様」と定義し、グッド・ガバナン ス実現のための公務員制度や法制度の改革は、設立協定か ら逸脱するような政治力の行使による国家の運営とは明確に 区別されると論じた。すなわち、世銀の法制度改革支援の論 理は、サブスタンスにおいては経済成長と結びつけることに よって、手続きにおいてはガバナンス論によって成り立って いると分析される。さらにガバナンスという概念は、国家の 政治的権力の行使とは区別されることにより、被支援国家の あらゆる制度運営を支援対象にとりこむことを可能にした。

法制度改革支援の新分野への拡大

注目すべきは、世銀の法制度改革支援は、開発の概念の「進 化」によって、近年その射程を広げている点である。1998年 世銀の包括的開発枠組みのなかで法制度・司法制度改革がそ の柱のひとつとされ、2000年国連ミレニアム開発目標では、 貧困削減のための法制度として位置づけられた。これらの流 れから開発援助における法制度改革支援の重要度を高めてゆ くという世銀の戦略を看取できる。その方法は、各国の法制 度・司法制度を指標化によって比較可能にすることによって

(それが真実を伝えているかは別として)、支援という外部か らの介入を容易にさせた。開発の概念は、経済開発から社会 開発へと拡大し、昨今はより包括的なものとなっている。そ れにともない世銀の活動は、経済成長のための法制度改革支 援からより広範な目的をもつ法制度改革支援へと広がってい る。2003年に公表された人間の安全保障委員会報告書によれ ば、犯罪防止も開発のためのソフトインフラ基盤と位置づけ られ、国家治安にかんするセクターの改革はガバナンスおよ び開発を強化するすべての戦略の重要な部分であるとし、世 銀に積極的支援をおこなうよう促している。これを受けて世 銀は、犯罪は持続可能な経済発展の障害となるとして、刑事 分野への制度改革支援を正当化し、反マネーロンダリング法 制度など刑事分野にかかわる支援に着手した。その根拠はす べてガバナンス論に帰納する。逆にガバナンス論から演繹さ れることによりあらゆる分野が支援対象として解釈される可 能性を有している。

世銀に代わるパラダイムを求めて

法整備支援戦略研究には、その援助機関によって目標すな わち開発がどう定義されているかという分析が欠かせない。 ある者が開発における法の役割と機能をどう捉えるかは、そ の者が開発という概念をどう捉えるかによるのである。世銀 は開発を多面的に捉えることにより、社会のすべての事象を 経済成長と結びつけ、支援対象領域を拡大してきた。それは、 世銀が自身の設立協定という制約の中で活動を展開するため に必要な論理であるといえよう。しかし、法制度・司法制度 は経済成長との関係が実証されるのを待つまでもなく意義の あるものであり、世銀による法制度改革支援のパラダイムに 代わるものを世銀のような制約下にいない我々が提示できる はずである。



山田 美和(やまだみわ)

ジョージタウン大学法律大学院にて法学修士号(コモンロー)取得。 93年ニューヨーク州弁護士試験合格。ロンドン大学にて法学修士号(法 ついて研究。



「法整備支援戦略の研究」全体会議に出席して

日本弁護士連合会国際交流委員会幹事 **上柳 敏郎**

日本の法整備支援が10年余の経験を重ね言わば二回り 目を迎えた今、その戦略を検討しようとする本会議は、 誠に時宜を得たものであった。

松尾講演は、各国が支援を競い合うなかで戦略化が矮小化につながる危険性を指摘しつつ、世界規模での法形成過程と位置づけうることを展望するもので、何のための法整備支援かを日々問われる現場の法律家を力づけるものと感じた。松尾講演後の討論も示唆に富むものであったが、とりわけ、森嶌昭夫先生(財団法人地球環境戦略研究機関)の社会における法の独自の機能についての指摘、香川孝三先生(神戸大学)の現地社会の真の要請の探求についての指摘は、改めて襟を正される思いで聞いた。

そして、このような討論の蓄積のうえに、現場の実務 に関与してきた最若手世代の研究者や弁護士からの総論 的な考察もいよいよ期待できる段階に入ったと感じた。 この10年余で、例えばカンボジアでの民法民事訴訟法 起草も施行段階を迎えた。日弁連関係でも相当の経験が 蓄積され、本会議にも佐藤弁護士が国際協力事業団勤務 弁護士として参加した。しかし、前記両先生ご指摘にも 関わる当該社会での法の機能の発揮や、現地ニーズの探 求や実現という観点からみると、まだまだ課題は大きいと 感じる。日本の支援において現地法律家の関与は諸外国 に比較して相当良好であると思われるが、審議会や弁護 士会関与等を含め日本式立法の長所(短所も多々あるが) を生かし切ってない部分も相当あるのではなかろうか。

この段階で、改めて、これまでの日本の法整備支援について、問題点も含めて、忌憚のない批判的かつ建設的な討議をする必要があり、またその機が熟してきたと思うのである。

このような討議の場として、学会としての機能も含め、本会議のような場が継続することを願うとともに、改めて本会議の開催の労をとられた皆様に感謝と敬意を表するものである。

VIEWS FROM OUTSIDE CALE



「CALE」の活動に触発されて

「CALE」の会議に参加させて頂いたのは、今回で三回目となります。最初は2005年のモンゴル国への法整備支援会議でした。

そのときまでは、名古屋大学がアジアの法整備支援活動に斯くも熱心に取り組んでいるとは思ってもおりませんでした。その後昨年の会議にも参加させて頂き、また今回はご挨拶の機会まで頂戴いたしましたことに対し深く感謝しております。

私ども、日本司法書士会連合会は全国50の単位司法書士会の連合体であり、個々の単位会の幾つかは、日本の植民地統治下時代に「司法書士法」が移植された韓国・台湾と古くから交流をしておりました。韓国・台湾の司法書士制度はその後「法務士」・「地政士」とその名称を変更した上で、現在もそれぞれの国の司法制度の一翼を担っておりますが、連合会レベルでの交流も始まり、そ

れぞれの司法制度改革への取り組みと専門職の関わり方について熱心に意見交換をしてまいりました。特に韓国の「大韓法務士協會」とは、2002年4月に正式に友好協定を締結し、その後定期交流と学術交流会を続けております。その他としては、オーストラリアの大学から学生をインターンシッププログラムの一環としてここ10数年受け入れてきており、モンゴル・イギリス・フランス・カナダ・ブラジルには、講師・調査団・相談員の派遣もしてまいりました。

しかしながら、法整備支援となりますと私ども連合会の実績はモンゴル国への登記法の講師派遣程度しかありません。今回の全体会議でご挨拶させて頂いた際に申し上げたとおり、昨年9月から私どもは司法書士の英文名称を諸般の事情から「SOLICITOR」と改めました。今回の全体会議は、私ども連合会が今後アジアにどう関わっていくべきかを考えさせて頂く絶好の機会であったととらえております。

CALE上海分室を開設

名古屋大学法政国際教育協力研究センター助教授 宇田川 幸則

法政国際教育協力研究センターは、 去る06年11月14日に、名古屋大学上海事務所内に「名古屋大 学法政国際教育協力研究センター上海分室 | を開設しました (分室長:字田川)。これまでにもCALEは中国の諸大学と学術 交流の面で活発な交流を行ってきましたが、05年11月に名古 屋大学上海事務所が開設されたのを契機として、中国の各大 学との交流がますます盛んになっています。そこで、名大上海 事務所内にCALE上海分室を設置し、ここを拠点に中国の大 学・研究機関との研究者交流、共同研究、産学連携をはかっ ていきます。また、CALE上海分室を情報発信基地と位置づけ、 情報収集にくわえ、ここから中国に対してCALEの研究成果を 発信するとともに、ゆくゆくは中国のみならずアジア各国の大 学・研究機関との連携拠点とさせる予定です。なお、法学部・ 法学研究科の中国での窓口としても機能させていきます。

また、同日は上海分室の開設を記念し、上海分室において、 都市計画・都市設計をテーマとする日中行政法研究会を開催し ました。研究会では、まず上海交通大学法学院の朱芒教授から 「中国の都市計画策定手続における市民意見の聴取について」が 報告され、次に本学法学研究科の市橋克哉教授から「日本にお ける都市計画事業に対する裁判所による適法性審査の現状と課 題一『林試の森事件』を素材にして一」が報告されました。その 後、日中両国の都市計画をめぐって熱心な議論が展開されました。



▲CALE上海分室開所式に

CALE上海分室(名大上海事務所)は上海の副都心ともい われる徐家匯に位置し、交通の便も比較的良いところにあり ます。CALE・法学研究科のスタッフや学生のみならず、関 係者や卒業生の皆様も積極的にご利用ください。CALE上海 分室/名大上海事務所の所在地、連絡先、地図等については、 以下のサイトをご参照ください。http://www.nushanghai. provost.nagoya-u.ac.jp/お問い合わせに際しては、現地に直 接ご連絡いただいても結構ですし(日本語・中国語ともに対 応可)、CALE事務室までご連絡いただいても結構です。



第3回イラン法整備支援・研修、開催!

名古屋大学大学院法学研究科教授 杉浦 一孝

2006年11月27日(月)から12月9日(金)まで、 名古屋大学法政国際教育協力研究センターで第3回イラン法整 備支援・研修が行われました。この研修は、独立行政法人・国 際協力機構(JICA)から委託を受けて、2004年度から5年間のプ ロジェクトではじまったものです。5年間の統一テーマは「司法は いかに国民の信頼を獲得するか?」です。イランの司法も、日本 と同じように、国民からそれほど信頼されていないため、イラン の司法関係者との協議でこのような統一テーマを設定しました。

第3回目である今回の研修は、イラン側からの要望で、日本に おける犯罪防止対策をテーマに、少年犯罪および薬物犯罪の防 止対策、そして地域社会における防犯対策に重点を置いて行い ました。研修員は、イラン司法府の国際局次長の方(団長)を 除くと、全員が検察官であり、しかも、各州の検察の責任者(日 本でいえば、地方検察庁の検事正に当たる)の方たちでした。 法律実務家である研修員の方たちは、日本の関係機関への訪問・ 調査を希望されていましたので、赤根智子本学教授(兼検事) の講義「日本における犯罪防止一現状と対策」のほかは、浪速 少年院、大阪税関、愛知県警察本部、厚生労働省、国連アジ

ア極東犯罪防止研修所、名古屋地方検察庁、名古屋保護観察 所、三重刑務所、三重県四日市市NPO法人「別山安全なまち づくり推進委員会」、名古屋家庭裁判所、名古屋大学付属中高 等学校(訪問順)を訪問しました。各関係機関は、懇切丁寧に 対応してくださり、研修員の方たちも感謝されていました。

今回の研修も、最終日の評価会で、研修員の方たちから高 く評価されました。次年度の研修については、イラン側から、 裁判の長期化の問題、公務員の汚職の問題等に対する日本 の取組みの経験を学びたいという要望がすでに出されており、 それらをテーマにして研修を実施する予定です。





出張報告

活況を呈するアゼルバイジャンと法整備支援



三重大学人文学部教授 樹 神 成

2007年1月3日から9日のあいだ、名古屋 大学の鮎京教授および市橋教授とアゼル バイジャンのバクーを法整備支援の予備 調査の目的で訪問した。

カスピ海を渡る法整備支援

お二人に私を加えた三人は、2000年に、JICAの事務所が設立されて間もないウズベキスタンを法整備支援の予備調査の目的で訪問した。確か、1月であった。まだ、中央アジアへの法整備支援にはだれも取り組んでいなかった。ソ連法に親しんでいた市橋教授や私にとっても、ウズベキスタンは乾燥した内地で、おそらくは、寒暖の差の激しい所というくらいのあやふやなイメージしかなかった。寒気のモスクワに備えるような過剰防寒で出立した。しかし、現地は、意外な程、暖かだった。

それから6年、ウズベキスタンと日本との法整備に多くの人が 関心を寄せはじめている。ウズベキスタン理解も格段に進んだ。 しかし、天山山脈を越えたところにあるウズベキスタンは、だ れもが一様に近しさを覚えるには、まだ遠い。

アゼルバイジャンは、ウズベキスタンを西に進み、カスピ海を渡ったところにある。カスピ海と黒海のあいだにはカフカス山脈が走る。アゼルバイジャンの北は、カフカス山脈をはさんでロシアである。南は、イランで、そこには多くのアゼルバイジャン人が住む。アゼルバイジャンの宗教はイスラム教シーア派であり、近隣のアルメニアとグルジアは正教の国である。この一帯は、民族の去来の激しいところであり、正教とイスラムの接点となった場所でもある。

活況を呈するアゼルバイジャンと法整備支援への期待

このような漠とした予備知識のままに、私自身はバクーを訪れた。驚いたのは、バクーの活況であった。建設中の高層ビルや市の中心に並ぶ高級店、街を行く人々の身なりが、そのような印象を与えた。

バクーは、カスピ海に面する石油の街である。20世紀の初めにその石油生産は世界の半分を占めた。ウラルと西シベリアの油田開発がされるまでは、ソ連の石油生産の大きな部分を支えた。現在、カスピ海油田は、中東湾岸地域と西シベリア地域に次ぐ埋蔵量があると見られている。その開発と輸送は、米ロを巻き込んだ国際政治の重要問題だった。現大統領のイルハム・アリエフの父であるヘイダル・アリエフ前大統領は、ロシアにも配慮しつつ、油田開発に欧米の資本を引き入れた。

父から子に権力が継承されたことに見られるようなアゼルバイジャンの政治のあり方は、欧米諸国からの批判にさらされている。批判とは別に、油田開発という直接の動機から、さらには、ロシアとイランにはさまれたこの地域の自立と成長を促すという点から、欧米諸国はアゼルバイジャンに関心を寄せている。

河野光浩在アゼルバイジャン日本大使館一等書記官と大杉健一 アゼルバイジャン・グルジアODAアドバイザー(JICA専門家)と の話では、現地での活動の経験のなかから、お二人が法整備に期待と関心を寄せていただいているとことがわかった。お二人によれば、確かにアゼルバイジャンにおける法令の整備と運用の状況には問題がある。しかし、そうであるがゆえに、今後の経済の成長のためにも法整備の支援、とくに中小企業振興という視点からの支援が求められている。この視点は、ウズベキスタンにおける名古屋大学関係者を中心とした法整備支援プロジェクトと同じである。

アゼルバイジャンへの法整備支援の視点

体制移行諸国では、経済が成長したとしても、格差の大きな社会が生まれやすい。その原因は、市場経済への移行そのものにある。体制移行諸国では、深刻な格差を防止する再分配の仕組も不十分な場合が多い。それだけでなく、一部の特権者が政治と経済の実権を掌握していること、グローバル化した世界経済に組み込まれることが、時として、既存の産業や農業への打撃となることも理由であろう。アゼルバイジャンの活況も、現代日本風に言えば、油田開発にともない登場した富裕層が牽引している可能性が高い。

法整備支援の背景には、グローバル化と市場経済化がある。法整備支援は、単にそれらの道具であるという理解もある。しかし、ウズベキスタンやアゼルバイジャンを見て思うことは、そのような法整備支援についての一面的で図式的な理解を打ち破る支援の必要性である。中小企業振興をキーワードとする法整備支援のプロジェクトもそのような企てといえるのかもしれない。格差の大きい体制移行諸国の社会の存続は、先進国の社会のあり方に跳ね返る。

アゼルバイジャンは、ウズベキスタンに比べれば市場経済への移行が進んでいる。われわれも、ムガン銀行という中堅の銀行の幹部と会うことができ、極めて率直な話をすることができた。国家機関に限らない対話が可能であるならば、アゼルバイジャンでの法整備支援の可能性は大きいように感じた。

アゼルバイジャンは、近隣のグルジアとアルメニアとともに、ロシアとイラン、さらにはトルコにはさまれた位置にある。この地域は、国際政治上、重要であり、グルジアやアルメニアにも関心を払う必要があろう。この地域で日本の法整備支援が進展すれば、インドシナやモンゴル、中央アジアにおけるそれとは異なる独自の意義をもとう。



法整備支援と行政法

―ウズベキスタンの法整備支援活動の経験から―

琉球大学大学院法務研究科教授 **徳田 博人**

はじめに

私は、JICA短期専門家として、2006年9月と2007年3月にウズベキスタン司法省ワーキング・グループとの行政手続法案(以下「手続法」という。)に関する集中討議に参加し、提言書「ウズベキスタン行政手続法制の課題と提言」とその提言の具体化を目指した「コンセプト・ペーパーについて(中間報告書)」の作成に関わることができた。ウズベキスタンでは手続法制定の動きがある中での討議でもあり、刺激的で貴重な経験をした。このような経験をふまえて、法整備支援と行政法について雑感を記すことにした。

1. ウズベキスタン手続法制の現状調査と法整備支援活動

支援活動の概要を簡単に述べる。まず、市橋克哉教授(名古屋大学)、樹神成教授(三重大学)、本多滝夫教授(龍谷大学)、そして私の四名で、前もってウズベキスタン手続法制の現状把握のための調査・質問事項を議論し整理した。次に、私が先にウズベキスタンに出向き、先の調査・質問事項にそって司法省と集中討論したり情報収集したりして、調査結果を整理した。その頃には先の3名の先生方もウズベキスタンに来ていて、先の調査結果を検討修正する作業をおこなった。最後に、我われと司法省ワーキング・グループと討議して提言書などを共同で作成した。

ところで、私たちの行った調査は、手続法をこの国の社会に根づかせるための基盤を見定め、さらに、手続法制定後の執行体制作りまで視野にいれたものである。そのため、個別法レベルの事前手続法制の整備状況や中央と地方の行政組織の関係を含む組織法の整備状況調査など多方面にわたって調べることにした。これらの作業に際して、法令検索システム(norma)が大きな威力を発揮した。理由付記を定めた法令が60程度存在し、また各省の所掌事務も調べることができた。他方で、法令検索システムの限界もあった。各省の部署の内部規則は国民の権利義務に関係がないという理由で、検索システムにはヒットしないからだ。各部署の権限分配や告知聴聞の手続の一部が内部規則で定められていて、これらの事実も含めて繰り返し質問をする中で明らかになる事柄も多々あった。

活動の中で難しさを実感したのは、ウズベキスタンでは、これまで経験したことのない法原理(適正手続など)や制度(聴聞など)の意義を理解してもらい、その上で手続法の制度設計や運営体制を議論したときである。彼らの頭の中には、外国の制度をそのまま導入して果たしてこの国で機能するのか、あるいは余分な負担を負うのではないのか、などの不安があったようである。これに対して、一部ではあれ意見聴取手続が行われていていることに着目し、当該部署の担当者から運用実態を聴取する中で、事前手続の意義を理解してもらったり、

ウズベキスタン憲法を引用したりして、さまざまな角度から不 安の払拭を試みたが、どの程度、納得してもらったのかは定 かでない。今後の進展に注目したい。

2. 法整備支援と行政法学

先の経験から二、三思うところを述べる。

まず、法整備支援活動において、支援に関連する法制度や 行政運営の実態などのアセスメント(認識論)が重視される べきであろう。十分な認識(論)のない支援活動(実践論)は、 自国の法制度や考え方を被支援国に対して押しつけるだけの 結果となる恐れがあるからである。また、単なる認識論だけ では、たとえば、ウズベキスタンに手続法を根づかせるとい う志向性(実践論)を伴わない場合には、現状を維持するだ けの支援活動になりかねない。認識論と実践論のこのような 関係は、行政法学方法論の出発点でもある。

次に、手続法制定の背景には同国のWTO加盟や企業活動の活性化を図りたいという意識がある。国際的動向やグローバルスタンダードを意識した改革の必要性は、グローバル化の時代にあって法整備支援(学)だけの問題ではなく、行政法の分野でも、具体的対処が求められてくる課題でもある。法整備支援活動を通してこの点を強く意識し始めた。

最後に、法整備支援(学)は、法を社会の中に機能させる、 あるいは実効的な法の執行体制の確立(のための方法論など) という課題に直面する。わが国の様々な行政法改革にも同様 の課題がある。法整備支援活動を通して、自国の法制度や行 政法上の課題を意識して研究する機会が増えてきた。(以上)

追記 法整備支援活動に関わって、JICAウズベキスタン法整 備支援専門家の桑原尚子さんには司法省その他関連機関と の調整、議事録の作成、その他多くの点でお世話になった。 謝意を表したい。



徳田 博人(とくだ ひろと)

琉球大学法文学部卒業、岡山大学大学院法学研究科修士課程修了、 名古屋大学大学院法学研究科博士課程修了、琉球大学大学院法務研 究科教授、米国アリゾナ大学留学、専門は行政法。

各国リレー●第2回●ベトナム

WTO加盟へ向けてのベトナム経済法改革



ハノイ法科大学比較法センター長 **グエン・ティ・アィン・ヴァン**

ここ10年の間、ベトナムはWTOの加盟国になるためにたゆまぬ努力を続けてきました。1995年1月1日、ベトナム政府は正式にWTOへの加入申請を行いました。この加盟のための交渉はほぼ11年をかけて行われました。そして2007年1月11日、ついにベトナムはWTOの150番目の加盟国となりました。

WTOへの加入申請を行って以来、ベトナムは、マクロ経済政策の透明性に関するWTOの要求を満たすための新しい法律の制定ばかりでなく、さまざまな法や規制の改定を行わなければなりませんでした。租税法は国際的義務を果たすために継続して改革が行われてきた典型的な分野です。そして最も注目すべきは、関税法、消費税法、法人所得税法、そして高額所得者所得税法を含む改革です。このような改革は、国内製品と輸入製品にかかる税率の違い、国内における投資会社の収入と海外からの投資会社の収入にかかる税率の違い、ベトナム国籍の人の収入と、ベトナム在住の外国企業の駐在員の収入にかかる税率の違い、もしくはベトナム在住の外国籍の人の収入と、ベトナム国籍で海外に駐在している人の収入にかかる税率の違いといった差別的な税率を削減、そして排除することを目的としたものです。

租税法の改革に加え、1990年代後半から現在に至るまでの、新しい銀行法、貿易の保険に関する法律、競争法、商法、投資法、企業法、そして証券法の制定によってベトナムでビジネスを行う際の法的環境もまた改善されてきました。銀行業と保険業は、かつては国家により独占されていましたが、新法が発効して以来、他のセクターも合法的に銀行業や保険業に携わることができるようになってきました。また、同様に、2005年の新しい投資法の規定により、現在では国内投資者と海外からの投資者は平等に扱われることになっています。例えば両者は、投資に関するインセンティヴを同じように享受できますし、資本金や天然資源を平等に利用できます。また、投資の機会も平等に与えられています。国内投資者と海外投資者の自立性は法的に認められています。

あらゆる企業は所有者に関わりなく、2005年の新しい会社 法の下で定められた規定の規律を同一に受けます。企業の興 行主は、持ち株会社、有限責任会社、合名会社、そして個人 企業の4つの事業形態の中から自社の事業形態を自由に選択 しています。投資ライセンスとビジネスライセンスを手に入 れるための手続きは、近年の諸法の下で簡略化されてきまし た。投資ライセンスとビジネスライセンスを手に入れるため に、かつては複数の異なる省庁の当局を訪れていましたが、 今日では投資家と企業の興行主はワンストップ・サービスを 享受できます。2004年の競争法の制定により、公正な競争に 基づく取引環境もまた確保されてきました。この法律は所有権の形態に関わりなくあらゆる業種の企業に適用されます。 企業の競争の自由は法律によって認められ、また、公正な競争の下で取引を行う企業の権利は保障されています。

取引上の紛争は当事者の意向により、仲裁センターか裁判所のいずれかで解決されます。いくつかの規定された状況の下で裁判所によって破棄されない限り、仲裁センターの決定は拘束力を持ちます。紛争の解決に関する法令上の規定は、原告や申立人にとってより有利な条件を作り出すために、案件を審理する過程や手続き上の規制をより透明化してきました。

WTOへの加盟によって、ベトナムの一般法そして特に経済法は国際基準に向けて前進しました。(翻訳:小越明日香・名古屋大学大学院国際開発研究科・博士前期課程)



▲バイクだけではなく車に乗る人も増えている(ハノイ・ホアンキエム湖畔)



Nguyen Thi Anh Van (グエン・ティ・アィン・ヴァン)

ハノイ法科大学比較法センター長。専門は、経済法。ハノイ法科大学 卒業、メルボルン大学ロースクールにてLLM、名古屋大学大学院法学 研究科にて法学博士号取得。フィリピン大学客員講師、国連開発計画 (UNDP) ハノイ事務所短期法律専門家を歴任。

研究分野は、証券取引法、会社法、銀行法、保険法、税法、国家予算法、 比較法。

New モンゴル便り

2006年9月に赴任しました



JICAモンゴル法整備支援専門家 弁護士 **飯塚 美葉**

2006年9月より2年間の任期でモンゴルの首都ウランバートルに赴任しております弁護士の飯塚美葉と申します。第一東京弁護士会所属で、6年半ほど日本で弁護士をしておりましたが、このたび、同年3月までウランバートルにおられた田邊正紀先生の後任として、モンゴル法整備支援プロジェクトに携わることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 赴任前の準備

弁護士の場合、個別の事件処理や、クライアントの方との 関係を途中で切って、一時的に外国に赴任するのは難しい場 合が多いと思います。私は自分で事務所を経営しているわけ ではなく、勤務弁護士としてお給料をいただき、事務所の事 件を担当している立場でしたので、事務所の経営について心 配する必要はありませんでした。それでも、個人的に受任し た仕事も若干ありましたので、そのような仕事の目処をつけ たり、ほかの弁護士に引き継いでもらったりするのは大変で、 クライアントや周りの方にもご迷惑をおかけしました。

ただ、私は司法修習生の頃から、法整備支援活動に興味を持っており、いつか外国へ行ってそういう活動をしてみたいと考えていました。2003年には、JICAの専門家養成研修(法整備支援)を受けたり、その後、日弁連の国際交流委員会や、カンボジア弁護士養成校プロジェクトのメンバーに入れていただいたりして、徐々に法整備支援に関する実際の活動にも関わることができるようになりました。そして、そろそろ外国へ赴任してみたいと思っていましたので、赴任の1年ほど前からは、個人的な事件の受任にあたっても少しずつそのことを意識するようにしていました。複雑な事件や時間のかかりそうな事件については、単独で受任せず、他の弁護士と共同で受任したりしていましたので、何とか引き継いでもらうことができました。

仕事の整理をしながら、8月中には、JICAによる3週間の派遣前研修があったほか、予防接種を合計8本受けたり、モンゴルは9月からすでにかなり寒いと脅かされていましたので、真夏の東京を走り回ってダウンジャケットを買いに行ったりもしました。

2. モンゴルプロジェクトの活動内容

2006年9月に赴任してからは、モンゴルでは、法務内務省の中に一室をもらい、通訳兼秘書と2人で活動しています。

これからの2年間は、弁護士会強化支援を中心としたプロジェクトとなっており、前任の田邊弁護士のときに始まった弁護士会報(月刊)や弁護士名簿(年1回)の作成支援を引



き続きおこなうほか、2006年5月にオープンした弁護士会の 法律相談・調停センターに対して、広報や研修などの支援を おこなっています。

弁護士会報については、目次や必要な記事をモンゴル語から日本語に翻訳してもらい、内容の充実に務めています。

法律相談・調停センターについては、なかなかうまく活動 を広げることができず、苦労していますが、ビジネスマン向 けのセミナーで広報させてもらったり、テレビコマーシャル を作って放映したりしています。

現在のモンゴル弁護士会の運営は、あまりきちんとおこなわれているとは言えない状況で、会員の把握や、会員への情報発信ができていないという問題があります。結果として、会員からの信頼や協力を得ることもできず、会費の徴収も滞っているようです。このため、これまでせっかく作ってきた会報も、きちんと全員に配布されていなかったりしたのですが、現在、携帯電話のメッセージの一斉送信を利用した情報発信を試みているところです。

なお、1月14日から1月31日までは、日本(主に名古屋市内)で、弁護士会の活動や運営について研修をおこないました。モンゴル弁護士会長ほか2名の弁護士と、法務内務省の担当者1名の合計4名の研修生を、愛知県弁護士会に受け入れていただき、多くの方々のご協力によって非常に有意義な研修をすることができました。名古屋大学の先生方にも大変お世話になり、ありがとうございました。

以上のような活動を通じて、ようやくモンゴルの法律や制度、社会の雰囲気が少しずつつかめてきたところ、といった感じですが、これからもがんばりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。



▲法務内務省の前で

飯塚 美葉(いいづか みは)

1972年愛媛県生まれ。第一東京弁護士会登録弁護士。早稲田大学法 学部を卒業後、1998年に司法試験に合格、2000年弁護士登録、一般 民事事件、刑事弁護ほかさまざまな事件を取り扱う。2006年9月から、 JICA法整備支援専門家としてモンゴル赴任中。



New ウズベキスタン便り

名大日本法センター経済法スクーリングを担当して



名古屋大学大学院法学研究科助教授 **林 秀 弥**

はじめに

年の瀬もおしせまった2006年12月26日から30日にかけて、 ウズベキスタンのタシケント国立法科大学に設置された名古 屋大学日本法教育研究センターにて、経済法の現地スクーリ ングを担当する機会を得ました。ご案内のように、2005年9月 7日に、日本法センター開所式が、名古屋大学の平野総長、タ シケント国立法科大学のルスタムバーエフ学長ら大学関係者 が多数出席して、盛大に行われたのは記憶に新しいところで す。この日本法センターは、杉浦・前CALEセンター長がお 書きになっているように (CALE News 19号)、「日本語によ る日本法教育のプログラムおよびそのための日本語教育のプ ログラムを「日本法コース」として提供し、このコースを修 了した学生の中からもっとも優秀な学生を名古屋大学大学院 法学研究科に受け入れ、より専門的な日本法教育を中心とす る法学教育を行い、当該国の法整備事業にとって有能な人材 を養成することを目的」(同1頁)としています。このように 日本法センターは、タシケント国立法科大学の学生に対して 日本語での日本法学習の機会を提供する貴重な機会となって いるのです。今回は、現地スクーリングの第2弾として、民商法・ 経済法のシリーズということで、私のほかに、民法の松本恒 雄先生(一橋大学教授)、商法の上田純子先生(椙山女学園 大学教授) とご一緒に講義を行うということになりました。

実は、タシケント国立法科大学の学生さん達とお会いするのは、今回が初めてではありませんでした。去年の夏に、ウズベキスタン夏季セミナーで彼らが来日したときに、1コマ担当する機会があったからです。わずか1時間半の講義ではありましたが、彼らは熱心に質問してくれ、そのときの印象は強烈でした。日本の経済・社会システムを参考に、なんとかして自らの国と経済を良くしたいという熱意が質問の端々から垣間見えていたからです。そういう爽やかな思い出を胸に、旧友に会いに行くような心持で、今回、ウズベキスタンを初めて訪問しました。

思わぬ体験

今回の道中は、市橋克哉先生とずっと一緒でした。そのおかげで、市橋先生にまさに随行して、在ウズベキスタン日本大使館やJICA現地事務所へ行く機会があったことは、私にとって、この国を知る上で貴重な経験でした。さらに、思いがけない経験もしました。タシケント法科大学では、市橋先生は、ウズベキスタンの憲法改正に関するシンポジウムで報告されることになっていたのですが、法科大学側から、私にも出席と一言コメントをということで、思いがけず、出席と

コメントの機会を得ました。そのシンポジウムには、現地のテレビ局も多数詰めかけ、市橋先生がインタビューに答えられていたのですが、あろうことか (!?)、私にもマイクが向けられ、テレビカメラの前で一言二言話すという、今後一生ないような、貴重といえばそれこそ大変貴重な経験をさせていただきました。当日のテーマからして全くの門外漢である私が、本当にコメントしていいのだろうかと、後でいささか申し訳ない気持ちになったことを覚えています。なにより、かの地での、市橋先生をはじめとする名古屋大学関係者のプレゼンスの大きさに改めて尊敬の念を抱き、かつ、現地の大学関係者の名古屋大学に対する期待に身の引き締まる思いでした。

スクーリング当日

経済法のスクーリングでは、事前に英文のパワーポイント 資料をお送りしておいて臨みました。日本語よりは英文のほ うが分かりが良いだろうと思ってあえて英文にしたのですが、 それは全くの杞憂でした。受講生は、非常に日本語に堪能で、 日本人でさえ読むのに時に難渋する難しい法律用語もかなり の程度読みこなせているようでした。これには、日本法セン ターの水上先生、中山先生、近藤先生をはじめとする現地ス タッフの方々による教育効果の結果だと感心した次第です。 講義では、急遽英文資料から日本語資料に差し替えて、10名 ほどの受講生を前に、日本の独占禁止法・競争政策と産業政 策の歴史的展開と現在の法的課題について、いくつかのデー タを交えて、お話しました。どの程度、こちらの熱意が伝わっ たのか、それは甚だ心もとない限りですが、スクーリングの 後、受講生の一人からいただいた、大要以下のようなメール をもって (原文ローマ字)、本小稿の結びとしたいと思います。 「先生、スクーリングではありがとうございました。今回のテー マで追加的に有益な情報(関連書籍、インターネットサイト) があれば、復習しますのでぜひ教えてください。僕は、ウズ ベキスタンにもっと外国からの投資を呼び起こし、国を発展 させるために、どういう制度・規制があるべきかを知りたい のですし



センター長便り第2回

イスタンブールから「アジア」を考える



名古屋大学 法政国際教育協力研究センター長 **鮎京 正訓**

法整備支援の仕事をしていると、外国では、とくに初めて訪れる国では、現地の日本大使館など在外公館のお世話になることがよくあります。

2007年1月初旬、文部科学省「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業―法整備支援戦略の研究―」の仕事でアゼルバイジャンのバクーとトルコのイスタンブールを訪れました。そして各々の土地で、在外公館に働く方々とお会いすることができました。

カスピ海に面したバクーは、坂の多い瀟洒な街で、同じ旧ソ連の国であるウズベキスタンのタシケントなどに比較すると、 経済的に何倍も豊かな印象をもちました。やはり産油国というのが、一つの大きな理由のようです。

現地の日本大使館一等書記官の河野光浩さんから、アゼルバイジャンおよびその大使館が担当しているグルジアの法整備をめぐる状況についてお話をお伺いする機会を得ました。そして、それが機縁となり、その後の御連絡によれば、グルジアのトビリシ大学長が法学者ということもあり、法整備支援に格別の関心を示され、グルジアに対する日本の法整備支援の専門家および日本語教師をもとめている、とのことです。

バクーからの帰途、トルコのイスタンブールに立ち寄り、在イスタンブール総領事館総領事の松谷浩尚さんに久しぶりに再会し、トルコ、コーカサス地域に関するお話をきくことができました。松谷さんは、1990年代中頃、日本政府がベトナムに対する法整備支援を開始したとき、私と一緒になってこの新しい知的支援プロジェクトの方向性を模索し、ベトナムへの事前調査にも同行した方です。当時、松谷さんは、外務省経済協力局技術協力課に勤務されておりました。松谷さんは、また、トルコ語およびトルコ学の権威でもあり、トルコに関する多くの著書さらにはアゼルバイジャン語に関する著書を出版されており、イスタンブール大学から博士号を取得されている学者でもあります。

イスタンブールのアタチュルク国際空港から旧市街に向かうと、程なくボスポラス海峡が見えてきます。タクシーの運転手さんは、ボスポラス海峡をはさんだ向こう側を指さして、「あれがアジアだよ」と教えてくれました。イスタンブールは、したがって、旧市街や金角湾をこえた新市街があるヨーロッパ側と、ボスポラス海峡の向こうのアジア側とに分かれています。そして、この街から、車で行けば、バルカン半島のブルガリアの首都ソフィアまでは2時間半、ギリシアの首都アテネまでは4時間で着くことができる、と総領事館の職員の方から聞きました。したがって、イスタンブールは、まぎれもなく、ヨーロッパとアジアの接点にある街です。

松谷さんが書いた『イスタンブールを愛した人々』(中公新書、1998年)は、スターリンに追われて暫くこの地に止まったトロッキーをはじめ、ナイチンゲール、シュリーマン、ピエル・ロティ、アガサ・クリスティーなどとともに、大谷光瑞、芦田均などの人々を取り上げています。

また、かつてこの街を訪れた「アジア史家」宮崎市定先生もこの街から大きな刺激をうけた方の一人です。若き日にパリ留学中の宮崎先生は、ルーマニアの首都ブカレストでの万国人類学及び先史考古学大会に出席した後、1937年(昭和12年)9月7日にイスタンブールにルーマニア汽船で到着しました。そして、宮崎先生は、トルコ各地、シリア、レバノン、イラク等を見て回りましたが、この旅は、宮崎先生のその後の学問に決定的な影響を与えました(宮崎市定『西アジア遊記』中公文庫、1986年、参照のこと)。宮崎史学は、「東洋史からアジア史へ」(宮崎『アジア史論』中公クラシックス、2002年、参照)と弟子の礪波護教授がのべているように、中国など東アジア世界だけではなく西アジア世界をも自らの歴史学の射程に入れたという意味できわだった特色をもっています。

宮崎先生は、「日本史も東洋史も西洋史も、本来は範囲の区別ではなかったはずで、単に重点を異にした世界史でなければならぬ」(前掲・『西アジア遊記』182頁)とのべていますが、ここには宮崎史学の方法的特徴が明瞭にあらわれているように思います。

日本の法整備支援プロジェクトは、現在、法務省、文部科学省、経済産業省、財務省、外務省など多くの省庁の関心をあつめ、多彩に支援を展開していますが、目下のところ「アジア」法整備支援として、アジア諸国が支援の対象国となってきました。しかし、法整備支援要請がアジア以外の国から来た場合に日本はどのように対応するか、ということは、日本の外交戦略とも深くかかわっています。また、「アジア」ということを前提とした場合でも、その「アジア」は、どこからどこまでなのか、さらに、グルジア、アゼルバイジャンなどコーカサス地域をどのように考えるのかなど、バクーとイスタンブールへの旅は、「アジア」についてあらためて考えるきっかけを与えてくれました。



逐報 日本法教育研究センター(在ベトナム国)事務室開所式

去る3月9日金午前10時からベトナム・ハノイ法科大学会議室において、日本法教育研究センター事務室の開所式を行いました。これは名古屋大学法学部が10年前から進めてきた法整備支援一人材教育支援一の一環として現地の法学部の学生に対して、日本語で日本法を教えるためウズベキスタン、モンゴルに続く3つ目のセンターとしてベトナムに設置するもので、今年9月の日本法教育研究センターの正式開所に向けて準備を進めるため事務室を設置するものです。

この式には、日本の文部科学省から、下敷領強 国立大学法人支援課長補佐、山路尚武 総務係長、奥井雅博 学生支援課留学生交流室員、法務省から藤田正人 大臣官房司法法制部検事、大学本部から佐分晴夫 副総長、松浦好治 法学研究科長、鮎京正訓 法政国際教育協力研究センター長外11名、他大学から3名の計21名が参加しました。また、現地では、ハノイ法科大学のレ・ミン・タム学長を筆頭に各学科長ら大学関係者、司法省人事局副局長、日本大使館書記、日本人商工会関係者、日本人材センター関係者、JICA法整備支援専門家等30余名、合計50余名の出席者で盛大に行われました。

式は、鮎京センター長の司会で進められ、ヴー・ヴァン・クイ司法省人

事局副局長、タム法科大学長らが法科大学の中に設けられるこのセンターへの大きな喜びと期待を述べられました。また、日本大使館の橋本和也書記官、文部科学省の下敷領強課長補佐らからも祝辞が述べられました。その後センター事務室のあるF館に移動して看板の除幕を行い、教室に入って佐分副総長の音頭で乾杯し事務室の開所を祝いました。

なお、10日(土)の夜、 市内のレストランで法 学研究科の同窓会が 行われ、ロン司法省国 際副局長(佐分教授の 指導生、法学博士)は じめ20名の同窓生が参 加して賑やかに指導教 員らと親交を深めまし た。

*写真は、事務室開所 式の模様



| 2006年12月~20 | 007年3月の行事 | |
|-----------------|---|---|
| 研究会等 | | |
| 12/6(水) | 無償留学生付帯講座「日本の裁判員制度について」 於:名古屋大学·CALE | 【報告者】ケント・アンダーソン (オーストラリア国立大学) |
| 12/9(土)・10(日) | 国際シンポジウム「国家・社会の変容と法改革」 於:名古屋大学・文系総合館 | 【参加者】127名(15ヶ国) |
| 12/20(水)~30(土) | 日本法センター (ウズベキスタン) 冬季スクーリング (民法・商法・経済法) 於: タシケント国立法科大学 (ウズベキスタン・タシケント) | 【講師】 民法: 松本恒雄 (一橋大学)、商法: 上田純子 (椙山女学園大学)、経済法: 林秀弥 (名古屋大学) 【コーディネーター】市橋克哉、大屋雄裕 (名古屋大学) |
| 1/6(土)・7(日) | ロシア憲法判例研究会 於:名古屋大学·CALE | 【参加者】12名 |
| 1/7(日)・8(月) | モンゴル法研究会 於:名古屋大学・大学院国際開発研究科 | 【参加者】モンゴル法研究会メンバー |
| 1/13(土)・14(日) | 名古屋大学「法整備支援戦略の研究」全体会議 於:プリンセスガーデンホテル(名古屋市中区) | 【参加者】67名(韓国、日本) |
| 2/6(火)~8(木) | 講義「カンボジアの法律制度について」 於:名古屋大学·CALE | 【報告者】サイ・ボリー(王立法経大学) |
| 2/8(木) | 研究報告会「奨励法学をめぐる若干の問題について」 於:名古屋大学・CALE | 【報告者】倪正茂(上海政法学院) |
| 2/19(月) | 第21回 アジア法整備支援研究会「モンゴル1994年土地法の制定過程における国際機関の影響」 於:名古屋大学・大学院国際開発研究科 | 【報告者】Z. バトジャルガル (世界気象機関、前駐日モンゴル国大使) 【参加者】小長谷有紀(国立民族学博物館)、齋 藤隆夫(桜美林大学)、槻澤能生(早福田大学) |
| 3/8(木) | 国際シンポジウム「WTO加盟と行政手続における透明性」 於:ハノイ法科大学(ベトナム・ハノイ) | 【報告者】本多滝夫(龍谷大学)、 宮川公平(名古屋外国語大学) |
| 3/9(金) | 国際シンポジウム「民事訴訟の比較様相」 於:科学アカデミー法学研究所(ハンガリー・ブダペスト) | 【報告者】河野正憲、本間靖規、 大屋雄裕(名古屋大学) |
| 3/16(金) | 講演会「論中国当代権利観念」 於:名古屋大学·CALE | 【報告者】鄭成良(上海交通大学) |
| 3/24(土)~30(金) | 日本法センター (ウズベキスタン) 春季スクーリング (裁判制度・弁護士制度・検察制度) 於: タシケント国立法科大学(ウズベキスタン・タシケント) | [講師] 裁判制度:宮崎真(真法律事務所)、 弁護士制度:藤田哲(名古屋大学、ブナ の森法律事務所)、検察制度:赤根智子(名 古屋大学、名古屋高等検察庁) 【コーディネーター】市橋克哉、林秀弥 (名古屋大学) |
| 派遣 | | 派遣者 |
| 12/11(月)~13(水) | 香港 香港科学技術大学主催「アジア競争フォーラム」出席 | 林秀弥(名古屋大学) |
| 12/20(水)~24(日) | カンボジア 司法改革調査 | コン・テイリ(名古屋大学) |
| 12/24(日)~1/1(月) | カザフスタン 憲法院調査 | 杉浦一孝 (名古屋大学)、フジャエフ・ノジムジョン (明治 学院大学)、小森田秋夫 (東京大学)、大江泰一郎 (静岡大学) |
| 1/3(水)~9(火) | アゼルバイジャン・トルコ コーカサス地域への法整備支援調査 | 鮎京正訓、市橋克哉(名古屋大学)、 樹神成(三重大学) |
| 1/19(金) | 大阪 法務総合研究所国際協力部主催「第8回法整備支援連絡会」出席 | 8名 |
| 1/22(月)~29(月) | カンボジア 法整備支援調査 | 四本健二(名古屋経済大学)、コン・テイリ(名古屋大学) |
| 2/12(月)~18(日) | インドネシア 法整備支援調査 | 島田弦(名古屋外国語大学) |
| 2/15(木)~3/12(月) | 韓国 研究者交流 | 宇田川幸則(名古屋大学) |
| 3/11(日)~18(日) | オランダ オランダによる法整備支援調査 | 大屋雄裕(名古屋大学) |
| 受入 | | 受入者 |
| 1/10(水)~15(月) | ベトナム 研究者交流 | グエン・ティ・アィン・ヴァン(ハノイ法科大学) |
| 1/18(木)~28(日) | ハンガリー 研究会・共同研究実施 | ハムザ・ガボール(エトヴェシュ・ロラーンド大学) |
| 2/13(火)~20(火) | ウズベキスタン 研究者交流 | イーゴリ・ツァイ(世界経済外交大学) |
| 2/26(月)~3/3(土) | ベトナム 日本法センターに関する打ち合わせ | レ・ティ・ソン(ハノイ法科大学) |
| 3/13(月)~18(日) | 中国 日本法センターに関する打ち合わせ | 鄭成良、其木堤(上海交通大学) |